

令和3年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和3年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,190,927千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和3年2月10日提出

横浜市長 林 文 子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		2,124,993 ^{千円}
	1 国 庫 補 助 金	2,124,993
2 財 産 収 入		43,825
	1 財 産 運 用 収 入	43,825
3 繰 入 金		4,987,862
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,397,862
	2 基 金 繰 入 金	590,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		246
	1 雑 入	246
6 市 債		5,034,000
	1 市 債	5,034,000
歳 入 合 計		12,190,927

歳 出

款	項	金 額
1 市街地開発事業費		12,190,927 <small>千円</small>
	1 総務費	694,102
	2 事業費	9,540,467
	3 公債費	1,955,358
	4 予備費	1,000
歳 出 合 計		12,190,927

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部第1期 地区事業費	千円 1,199,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
新綱島駅周辺地区 事業費	2,021,000	同	同上	同上
旧上瀬谷通信施設 地区事業費	547,000	同	同上	同上
東高島駅北地区 事業費	439,000	同	同上	同上
横浜駅きた西口鶴屋 地区事業費	342,000	同	同上	同上
泉ゆめが丘地区 事業費	140,000	同	同上	同上
瀬谷駅南口第1地区 事業費	206,000	同	同上	同上
中山駅南口地区 事業費	140,000	同	同上	同上
計	5,034,000			